記　入　注　意

一般事項

(1) この調査は、我が国の製造業に関する基本的な統計資料を作成するために実施するものです。

(2) 調査期間が年間となっている事項については、昭和50年1月1日から12月31日までの事実について記入してください。しかし、毎月の報酬切日（例えば12月25日）がきまっている事業所では、昭和50年12月の該当報酬切日からさかのぼって1年間の事実について記入してもしつかえありません。

(3) 調査票には、青か黒インキで楷書ではっきり記入してください。カーボンペーパー、タイプライターによって記入してもさしつかえありません。

(4) 数字は、1，2，3のような算用数字で記入してください。

(5) 記入すべき金額、数量のない項目は、その合計欄に必ず0を記入してください。

(6) 調査票に書ききつくせないときは、補助紙を用いてください。この際、調査票には、「以下別紙」と記入するとともに補助紙には、必ず事業所名を記入してください。ただし、補助紙を用いた場合でも計を記入すべきものは、補助紙でなく、調査票上の計欄に記入してください。

個別事項

1　事業所の名称　2　本社又は本店の名称

商号その他正式に用いている正式の名称を記入してください。空まったお名称のない場合は、事業主の氏名を記入してください。

3　経営組織

組合とは、法人格をもった組合をいいます。法人格をもたない民法組合などは個人に含めてください。

4　従業者数

(1) 常用労働者とは次のうちいずれかの労働者をいいます。

(ｲ) 期間をきめず、又は1か月を超える期間をきめて雇われている者。

(ﾛ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた人のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者。

(ﾊ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(ﾆ) 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

なお、常用労働者については「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」に区別して記入してください。

(2) 生産労働者とは生産物の生産される現場（補助部門を含む。）において、生産業務、その記録業務、これら業務と密接な関連のある業務に従事する労働者をいいます。作業に従事しない職長、組長などの監督的労働者は除かれます。

(3) 管理、事務、技術労働者とは、管理、経理、営業、人事、福利、厚生、研究などの部門に働く労働者（事務作業に従事する者を含む。）をいいます。生産労務に従事する役員も含まれます。「生産労働者」と「管理、事務、技術労働者」を合計したものが常用労働者となります。

(4) 個人事業主及び無給家族従業者には、実際にたずさわっていない者と事業主の家族で、手伝いをする程度のものは含めないでください。

7　常用労働者毎月末現在額の合計

この項に、1月から12月までの毎月末の現在数を合計したもので、「6 従業者数の生産労働者と管理、事務、技術労働者」の計には一致しません。

8　現金給与総額

(1) 所得税、社会保険、組合費などを差し引かない前のいわゆる税込みの金額を記入してください。

(2) 常用労働者に対する基本給、諸手当とは、労働契約、団体協約、あるいは給与規程などによって、あらかじめ定められている給与条件によるものをいいます。例えば、基本給のほか、家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当などを含み、昭和50年1年間に実際に支払われた金額と同居間に支払うべきものとして算定された金額を記入してください。

(3) 特別に支払われた給与とは、一時的臨時により、特別に支払われた給与当、期末賞与などをいい、昭和50年1年間に実際に支払われた金額を記入してください。

(4) その他の給与とは、常用労働者に含まれない臨時又は日雇の労働者に対する現金給与、常用労働者に対する別居以外の現金給与をいい、昭和50年1年間に実際に支払われた金額を記入してください。

9　原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費

(1) 原材料を使用して中間製品を作り、この中間製品を、さらに製造、加工のために使用した場合には、はじめの原材料の金額だけを原材料使用額に含め、あとの中間製品の使用額は含めないでください。

(2) 同じ企業に属する他の事業所から受け入れたもの及び食業、林業、水産業、鉱業などの第一次産業活動によって自家取得したものの使用額も見積り市価によって記入してください。

(3) 原材料使用額には、燃料以外すべての製造、加工用の原材料（購入した水を含む。）を含めてください。「工場建弁用の材料、消耗品」には、工場建物、設備、機械などの小修理に用いた材料と耐用年数1年未満の工具、器具、備品と機械等その他作業用と事務用の消耗品などが含まれます。建物の新築、増築と機械設備の新設、拡張などのために使用された原材料のうち設定仮勘定に計上すべきものは含めないでください。

(4) 燃料として使用されるものでも、原材料として使用された場合は、燃料使用額に含めないで、原材料使用額に含めてください。例えば、コークス製造用の石炭、ゴム消耗に用いられた石油などは原材料使用額に含めてください。

(5) 同じ企業に属する2以上の工場に送電している自家用火力発電所の使用した石炭、石油などは、昭和50年1年間に製造品出荷額のもっとも多かった事業所でまとめて燃料使用額に含めてください。

(6) 電力使用額には、従業員の購入電力と安価額の購入電力をあわせて使用した場合は、全額個に所要に対する料金の合計金額を記入してください。

(7) 委託生産費には、原材料を支給しないで他に製造を依頼した注文製品の代金を含めないでください。

11　製造品、原材料、燃料の在庫額及び半製品、仕掛品の価額

(1) 下請賃加工のために他から支給された原材料及び下請賃加工した製造品の在庫に含めないでください。

(2) 倉庫は、事務所内にこれらは、「13ヶ品目別製造品在庫額」に一括していなければなりません。

12　有形固定資産

(1) 金額は、帳簿価額によって記入してください。それが難しいときは、見積り価額（取得額の場合は購入価額でもよい。）によってください。

(2) 年初現在高

減価償却を直接法によって行っている場合は、その資産の年初の帳簿価額を記入し、減価償却を間接法によって行っている場合は、その資産の取得額から昭和49年末までの減価償却費の累計額を差し引いた価額を記入してください。

(3) 取得額

(ｲ) 購入した場合、同じ企業に属する他の事業所から受け入れた場合、又は直接長期建設からの振替えは、その資産の取得の際の帳簿価額又は推算による評価額を記入してください。この事業所が使用するために、外国から直接に輸入したもの（賃貸業などを通じて輸入したものを含む。）は中古のものでも新品のものとみなします。

(ﾛ) 建設又は自家製作は、その資産の取得の際の評価額によって記入してください。

(ﾊ) 増改築、改造、増設などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。

(ﾆ) 資産再評価による固定資産の増加には記入しないでください。

(4) 除却額

(ｲ) 売却、撤去、同じ企業に属する他の事業所への引き渡し、又は滅失によって、その資産が、帳簿から除却された場合、減価償却を直接法によって行っている場合は、除却額を記入してください。

(ﾛ) 減価償却を間接法によって行っている場合は、有形固定資産勘定から控除した金額を記入し、間接法によって行っている場合は、減価償却引当金に加えられた金額を記入してください。

(5) 減価償却額

減価償却を直接法によって行っている場合は、有形固定資産勘定から控除した金額を記入し、間接法によって行っている場合は、減価償却引当金に加えられた金額を記入してください。

13　おもな原材料名及び簡単な作業工程

(1) 原材料名には、昭和50年1月1日から12月31日までに工業用地として購入契約を締結したものすべての面積を記入してください。

(2) 取得価額には、工業用地とするための整地費、埋立費、補償費などの諸費用を含めて買入又は買入契約を締結した場合は、その価額とします。それらの諸費用を推定して記入してください。ただし、対価の支払がなくても実質上契約が成立すれば、その契約した面積と価額を記入することになります。

(3) 公有水面（河、海、湖、沼、その他公共の用に供される水流又は水面で国及び公共団体の所有に属するものをいう。）の埋立の免許を受けた場合は、その許可を受けて買入契約をした事業所に記入してください。この場合、許可前使用をして収得価額（許可時に面積、水深であっても）としますが、取得価額には埋立費、補償費などの諸費用を推定し加算してください。

(4) 地目別区分の「4 埋立地（埋立予定地を含む。）」とは、公有、私有を問わず河、海、湖、沼、原などを埋立てる場合をいいます。

19ハ　1日当り水道別用水量

公共水道には、都道府県又は市町村によって設営される工業用水道又は上水道から給水を受ける水を記入してください。

(1) 工業用水道とは、鉄管に通したい工業用水を供給するものです。

(2) 上水道とは、一般の水道のことで人の飲用に適する水を供給するものです。

(3) 地表水には、河川、湖沼又は貯水池から取水する水の量を記入してください。

(4) 伏流水には、河川敷又は旧河川敷内において集水桝などによって取水する水の量を記入してください。

(5) 井戸水には、浅井戸、深井戸又は消泉から取水する水の量を記入してください。

(6) その他には、上記のいずれにも属さないで、次の「回収水」以外のもの、例えば良質用水路から取水するが、給工場事業所から供給を受けるみなどの量を記入してください。

(7) 回収水には、この事業所内で一度使用した水を、冷却塔、屑水池、放てん池、初回沈殿などの回収装置を通じて回収使用するの量を記入してください。なお、上記の回収水の施設を通さずに循環して使用しているものも「7 回収水」に記入してください。

19ニ　1日当り用途別用水量

(1) ボイラー用水とは、ボイラー内で蒸気を発生させるために使用される水のことをいいます。

(2) 原材用水とは、製品の製造過程において原料として、そのまま用いられる水、あるいは製品原料の一部として添加使用される水をいいます。

(3) 製品処理用水及び洗じょう用水

製品処理用水とは、原料、半製品、製品などの理機原料などの物理的な処理を加えるために使用される水をいいます。例えば、パルプ製造工程における、パルプの洗浄用水、ビスコース製造工程における粒ソーダの溶解用水、染色用水などがこれです。

洗じょう用水とは、工場設備又は製品の洗じょう用に供される水のことをいいます。

(4) 冷却用水とは、工場の設備又は製品の冷却用に使用される水のことをいいます。

(5) 運搬用水とは、工場内の温度又は湿度の調整などのために使用される水をいいます。

(6) その他とは、上記のいずれにも属さない用水、例えば、工場内での従業員の飲用水、雑用水をいいます。

21イ　品目別製造品在庫額

(1) この事業所の所有する製造品の昭和50年末現在の在庫額を品目別に記入してください。

(2) 半製品及び仕掛品の名義定に属するものは含めないでください。

○市区町村番号 | ◎工業調査事業所番号 | ◎工業調査区番号 | ※準番 | ※産業分類 | ○基本調査区番号

秘　指定統計第10号

昭和50年工業統計調査

工業調査票乙

（従業者19人以下の事業所用）

1 2 3 ◎欄は調査員又は市区町村、○欄は市区町村、◎欄は都道府県、※欄は通商産業省で記入します。

この調査票は、調査員に二部提出してください。一部は都道府県に、一部は通商産業省に送付され、それぞれ厳重に保管されます。

記入にあたっては、各項目の説明をよく読んでください。金額は、一万円未満は四捨五入して、万円まで記入してください。

4 5 この調査票は、次のような経路をへて通商産業省に提出されます。申告者→（調査員経由）→市区町村→都道府県→通商産業省

この調査票は、徴税その他申告者に利害関係を生ずるような目的には使用されません。

①①①①①①①　②②

1　事業所の名称及び所在地（ふりがな）　（電話　局　番）

都道府県　市区郡　区町村　丁目　番号　番地

2　本社又は本店の名称及び所在地（1と同じ場合は同左と記入してください）（ふりがな）　（電話　局　番）

都道府県　市区郡　区町村　丁目　番号　番地

3　経営組織

あてはまる番号一つに○をつけてください。

1 会社（株式，有限，合資，合名）
2 組合・その他の法人
3 個人

4　資本金額又は出資金額（金社に限る）

昭和50年末現在払込みずみの資本の額又は出資の額を記入してください。

百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

5　他事業所の有無　あてはまる番号一つに○をつけてください。

1 工場が一つで，本社はこの工場と同じ場所にある。
2 工場が一つで，本社はこの工場と異なった場所にある。
3 工場が二つ以上ある。（上記1，2以外）

6　従業者数（年末現在）

	男	女	計
常用労働者　1か月を超える期間を定めて雇われている臨時の者と前2か月のそれぞれの月において18日以上雇われた臨時　日雇の者及び有給の家族従業者も含めます。			
個人事業主及び無給家族従業者　業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいいます。			
合　計			

7　現金給与総額（年間）　（1）常用労働者に対する基本給，諸手当，特別に支払われた給与（期末賞与など）の額を記入してください。なお，退職金，解雇予告手当などを含めます。　（2）常用労働者に含まれない臨時，日雇の者に対する給与の額も含まれます。

金額 十億	億	千万	百万	十万	万	千	円
							×

8　原材料，燃料，電力の使用額及び委託生産費の合計金額（年間）　（1）原材料，燃料，電力の使用額には，他から購入したものと同じ企業の他の事業所から受け入れたものとのうち実際に使用した総使用額を記入してください。（購入額を記入するのではありません。）　（2）委託生産費には，原材料などこの事業所の都合により他に支給して製造，加工を委託した場合，これに支払った加工賃と支払うべき加工賃を記入してください。

金額 十億	億	千万	百万	十万	万	千	円
							×

9　製造品出荷額等

イ　品目別製造品出荷額（年間）　（1）製造品とは，自己の所有する原材料によって製造された製品をいい，製造品には副産物，製造工賃から出たくず，廃物も含めてください。　（2）製造品には，原材料を他に支給して製造させた製品も含めてください。仕入れてそのまま販売するものは含めないでください。　（3）同じ企業の他の事業所へ引き渡したものも製造品出荷額に含めてください。　（4）製造品名，賃加工品名，番号，数量単位名などの記入にあたっては，商品分類表を参照してください。なお，製造品の数量は単位未満を四捨五入して記入してください。　（5）出荷金額は，工場出荷額で記入してください。

※番号	製造品名	数量単位名	品目別製造品出荷額 数量	金額 十億	億	千万	百万	十万	万	千	円
											×
											×
											×
											×
											×
			製造品出荷額計								×

ロ　加工賃収入額（年間）　他の企業の所有する原材料又は製品に賃加工して引き渡したものに対して受け取った加工賃と受け取るべき加工賃を記入してください。

※番号	賃加工品名	金額 十億	億	千万	百万	十万	万	千	円
									×
									×
	加工賃収入額計								×

13　おもな原材料名及び簡単な作業工程

購入したもの	支給されたもの

（9項に記入した製造品の製造又は加工についての作業工程を記入してください。）

ハ	修理料収入額（年間）	880000							×
10	（イ，ロ，ハ）の合計金額								×
11	内国消費税額（年間）9イ品目別製造品出荷額の金額に含まれている物品税，酒税，トランプ類税などの税額の合計								×
12	（10−11）の金額								×

下記の14項及び15項は従業者9人以下の事業所は記入する必要がありません。

14　製造品在庫額，半製品及び仕掛品額の合計金額（原材料，燃料の在庫を除く。）　（1）事業所の所有に属するものについて記入してください。　（2）原材料を他に支給して製造させた委託生産品を含め，他から支給された原材料による受託加工品および仕入れてそのまま販売するものは含めないでください。　（3）金額は帳簿価額によってください。

	億	千	万	百万	十万	万	千	円
年初								×
年末								×

15　有形固定資産　（1）有形固定資産（土地を除く）には建物，構築物，機械，装置，船舶，車両，運搬具，耐用年数1年以上の工具，器具，備品などを帳簿価額で記入してください。　（2）取得額には，購入，建設，自家製作，同じ企業に属する他の事業所からの受け入れ，増改築，建設仮勘定からの振替えなどによる取得額を記入してください。　（3）除却額には，売却，撤去，滅失，同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによる除却額を記入してください。　（4）減価償却額には，減価償却費として有形固定資産勘定より控除した金額又は減価償却引当金として計上された金額を記入してください。

区分	年初現在高	取得額（年間）新規のもの	取得額（年間）中古のもの	除却額（年間）	減価償却額（年間）
	十億 億 千万 百万 十万 万 千円	十億 億 千万 百万 十万 万 千円	十億 億 千万 百万 十万 万 千円	十億 億 千万 百万 十万 万 千円	十億 億 千万 百万 十万 万 千円
有形固定資産（土地を除く。）	×	×	×	×	×
土地	×	×	×	×	×
備考					

◎イ：　※ロ：　調査員押印：　申告者の記名と押印：　印

通商産業省

Sample